

平成 30 年度 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業 実施団体公募要領

1 総則

義歯などの歯科補てつ物等については、外部の歯科技工所に製作を委託された場合、患者自身が、どこの歯科技工所で、誰が製作したのか等の情報を把握することができません。

このため、厚生労働省では、歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報（委託先、製作者、製作過程等）を積極的に提供する事業を実施することとしています。

については、本事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 30 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 30 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報（委託先、製作者、製作過程等）を提供するとともに、歯科医療関係者向けの研修会を開催し、国民にとって安心・安全な歯科補てつ物等の普及・推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

(1) 歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報提供（委託先、製作者、製作過程のポスター掲示等）の必要性及び歯科技工士に関する法令について、歯科医師及び歯科技工士を対象とした研修会を開催する。なお、研修会の内容は以下のとおりとする。

- ①開催概要：2 地区以上（東京都、大阪府等）
- ②開催期間：1 地区当たり 1 日間
- ③受講者数：1 地区当たり 100 人程度

(2) 歯科補てつ物等の製作過程等に関する情報に提供に関して効果的に周知できる媒体（ポスター、リーフレット、電子機器等）について検討・作成し、歯科医療機関に協力を得て配布（掲示）すること。

(3) (2) で作成した歯科補てつ物の製作過程等に関する媒体について、歯科医療機関の協力を得て、患者に対してアンケート等を実施し、事後評価を行うこと。

4 事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、事業の実施に必要な経費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料）に限ります。

（補助率）定額

（基準額）2,075,000 円（上限額）

5 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 本事業の実施に当たって、歯科関係団体の協力を得ることができること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙一に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

6 応募方法等

(1) 企画書等の提出書類

「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業企画書」、「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業に必要な経費内訳書」（別紙－2）等を作成し、6（2）に示す応募方法により提出してください。

企画書は、様式任意ですが、以下の項目について具体的に記載してください。

① 研修会の実施内容

- ・研修会の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ・研修会の実施時期
- ・研修期間中の教室、演習室の確保
- ・講師の確保
- ・研修会の周知方法、受講者の確保方法
- ・研修の内容

② 歯科補てつ物の製作過程等に関する媒体（ポスター、リーフレット、電子機器等）の作成方法及び配布方法

③ 患者に対するアンケート等の内容（評価方法を含む）や配布方法

(2) 応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下の通り。

① 提出期間

平成30年2月26日（月）から平成30年3月14日（水）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。
郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前9時30分～午後5時00分（正午から午後1時迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10 部
イ 経費内訳書（別紙－2）	10 部
ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1 部
エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に 該当しない旨の誓約書（別紙－3）	1 部
オ 保険料納付に係る申立書（別紙－4）	1 部

7 応募団体の評価について

- (1) 「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業に係る企画書評価について」及び「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業に係る採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、6 (2) ③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

別紙－1

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 次に掲げる制度が適用される者にあっては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと（別紙－4「保険料納付に係る申立書」）
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

別紙－2

歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業に必要な経費内訳書

区分	分	支出予定期額			備考
		員数	単価	金額	
・研修会の開催 ・歯科補てつ物の製作過程等に関する媒体の作成及び配布 ・アンケートの実施			円	円	
諸謝金 講師謝金					
旅費 講師等旅費					
職員旅費					
印刷製本費					
通信運搬費					
消耗品費					
雜役務費					
借料及び損料					
合計					

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年　月　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官
厚生労働省医政局長 殿